

岐阜協立大学

大学機関別認証評価結果に対する改善報告書

令和3年4月1日

1. 大学名 岐阜協立大学

2. 大学機関別認証評価実施年度 令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○大学学則及び大学院学則において、学長が決定するに当たり教授会が意見を述べる事項に、「学位の授与」の定めがないことは改善を要する。

4. 改善状況および結果

卒業および修了認定をすることと同義として明文化されていたなかった実地調査での指摘事項について、真摯に受けとめ対応するとし、令和2年12月22日の理事会・評議員会において学則改正の承認がなされ、令和3(2021)年4月より施行いたします。

〔審議経過と届出〕

令和2(2020)年11月5日、6日	実地調査にて指摘
令和2(2020)年11月25日	教授会(経済学部、経営学部、看護学部)承認
令和2(2020)年11月25日	大学院研究科委員会承認
令和2(2020)年12月1日	大学協議会承認
令和2(2020)年12月22日	理事会・評議員会 承認
令和3(2021)年3月23日	文部科学大臣へ学則改正届出
令和3(2021)年4月1日	学則改正

5. エビデンス(根拠資料)の一覧

基準項目4-1の資料

4-1-01	令和2(2020)年12月22日	理事会・評議員会議事録
4-1-02		文部科学大臣への届出書類の一部
4-1-03		岐阜協立大学学則
4-1-04		岐阜協立大学大学院学則

以上